



令和8年5月  
第68号

発行：法務省 東北矯正管区

## 特集★居住支援！



がんばれ！！ 管くまちゃん ～居住支援って何？の巻～

ねえねえ、管くまちゃんは**居住支援**って知ってる？



きょじゅ・・・牛・・・園？



しっかりしてよ管くまちゃん！居・住・支・援！  
住まいに困りごとを抱える人が、地域で安心して暮らせるよう支える取組だよ。



そうなんだ。それって、法務省とも関係があるの？

実はとっても関係があるんだよ。令和6年に刑務所に入った人の中で、**犯罪時に住居不定であった人は20.7%\***もいるんだ。



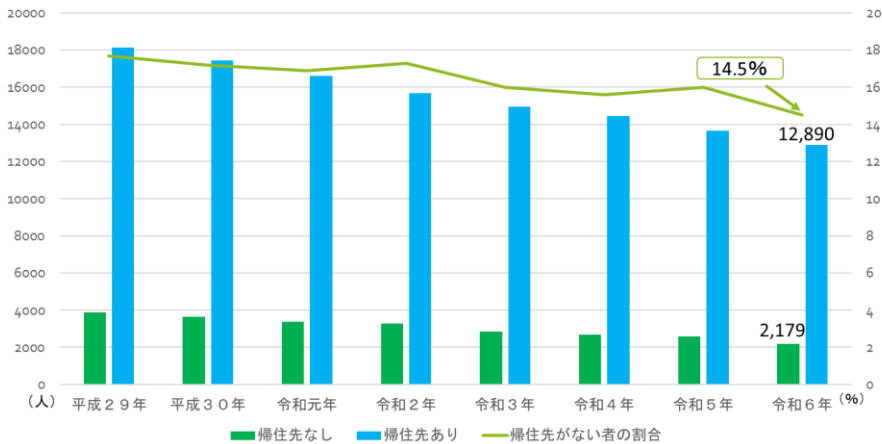
ニュースでも、「住居不定・無職」って聞くこと、よくあるなあ・・・

そう。**無職の人の割合は68.5%\***なんだ。  
住むところが決まっていなくて仕事を探すのも、福祉につながるのも難しいよね。**住まいはすべての基盤**なんだよ。  
それにね、犯罪時だけじゃなくて、刑務所を出るときにも住まいが決まっていなくて人も少なくないんだ(次ページ参照)。



## 刑務所から出所時に帰住先がない者の数及び割合（全国）

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま、満期釈放となった者をいい、帰住先不明・暴力団関係者の下である者を含む。



(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室の所有するR7年度統計データより抜粋)

令和5年に策定された**第二次再犯防止推進計画**でも、**就労・住居の確保は重点課題**として挙げられているんだよ。

知らなかった。

でも、**施設の中だけで解決するのは難しそうだね。**

そうなんだ。だから、他省庁や保護観察所、地方自治体や居住支援法人など、**支援に携わる方々と連携**していきたいんだ。

居住支援に関係する会議に出席して情報共有をしているほか、東北矯正管区でも、令和5年度から毎年、「**居住支援協議会等との意見交換会**」という会議を開いて、刑務所の見学や意見交換をしているよ。



▲昨年度の居住支援協議会等との意見交換会の様子  
(山形刑務所(左)、盛岡少年刑務所(右))



みんなで力を合わせればいいんだね。支援が必要な人にとって、**安心して暮らせる環境をつくることは、再犯防止にもつながるね。**

そう、それが**地域の安心安全にもつながるんだ。**



なんかもっと知りたくなってきた!

それなら、東北地方整備局(国土交通省)のHPをチェックしてみようか!  
たくさんの資料が載っていて、居住支援の施策的な情報はもちろん、東北地方の状況や、法務省の取組についても分かるんだ!



▲居住支援等に係る各省庁情報交換会の様子(R8.4実施)



東北地方整備局  
住宅セーフティネット制度のページ



おお、すごい!牛乳飲みながら一緒に見ようよ!

もちろん!(管くまちゃん、牛園のこと、引きずってるのかな..)



刑務所出所者等も、住宅確保要配慮者として規定されています。居住支援に係ることについても、お気軽にお問合せください!  
当課主催の意見交換会については、今年度、宮城刑務所と福島刑務支所での実施を計画中です。



東北矯正管区 更生支援企画課  
TEL:022-286-0130(直通)  
FAX:022-294-1036  
メール:n.touhokukyousei.14e@i.moj.go.jp



東北矯正管区  
地域との連携ページはこちら!

